

笠岡市人事行政の運営等の状況を公表します

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）

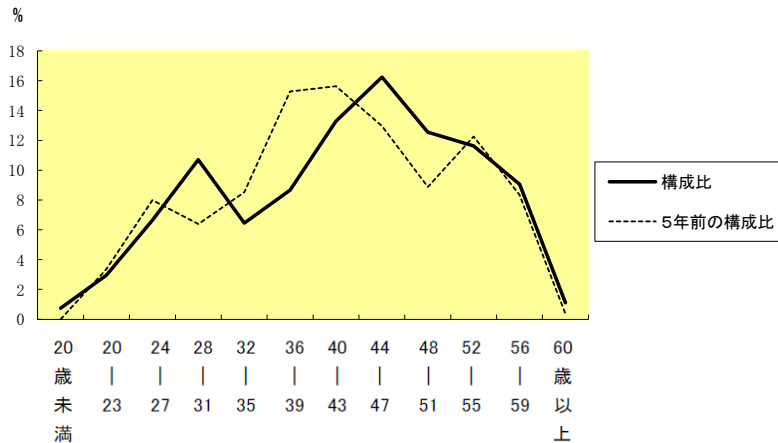
年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
職員数	580 人	571 人	563 人	560 人	546 人	548 人	545 人	542 人
対前年	-8 人	-9 人	-8 人	-3 人	-14 人	2 人	-3 人	-3 人

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

部門	区分	職員数						対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
普通 行政 部 門	議会	7	7	6	6	6	6	0	
	総務	81	83	82	85	84	82	-2	事務統廃合, 退職者不補充
	税務	20	18	18	17	16	18	2	職員配置
	労働	2	2	2	2	2	2	0	
	農林水産	17	18	17	17	18	18	0	
	商工	4	5	6	6	7	6	-1	職員配置
	土木	41	39	37	38	39	38	-1	退職者不補充
	民生	77	74	76	74	74	77	3	職員配置
	衛生	44	42	41	43	43	43	0	
	計	293	288	285	288	289	290	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.6 人
教育	80	82	79	78	77	75	-2	事務統廃合	
小計	373	370	364	366	366	365	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.50 人	
公営 企業 等 会 計 部 門	病院	127	129	125	125	122	120	-2	退職者不補充
	水道	17	16	16	16	15	15	0	
	下水道	17	16	13	13	13	13	0	
	その他	29	29	28	28	29	29	0	
	小計	190	190	182	182	179	177	-2	
合計	563	560	546	548	545	542	-3	人口1万人当たり職員数 107.65 人	

※派遣職員等の計上方法が異なるため、他表の職員数と差がある場合があります。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	4 人	16 人	37 人	58 人	35 人	47 人	72 人	88 人	68 人	63 人	49 人	5 人	542 人

(3) 職員の採用及び退職等の状況（平成28年4月2日～平成29年4月1日）

区 分	採 用	退 職	一部事務 組合派遣	一部事務組 合派遣解除	その他	増減数
一般行政職等	21人	19人	6人	4人	1人	-1人
技能労務職	2人	2人	1人	1人	0人	0人
教 育 職	0人	2人	0人	0人	0人	-2人
医 療 職	6人	6人	1人	1人	0人	0人
計	29人	29人	8人	6人	1人	-3人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成26年4月1日～平成30年4月1日における定員適正化計画の数値目標

平成26年4月1日 普通会計職員数	平成30年4月1日 普通会計職員数	純減数	純減率
364人	360人	4人	-1.1%

(参考) 第7次笠岡市行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成26年4月1日	平成30年4月1日	普通会計の職員数 360人

②定員管理の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	26年	27年	28年	29年	30年	26年～30年 計	(参考) 数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
普通会計	職員数	364	366	366	365		—	360
	増減		2	0	-1	0	1	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	182	182	179	177		—	—
	増減		0	-3	-2	0	-5	
計	職員数	546	548	545	542	0	—	—
	増減		2	-3	-3	0	-4	

(注) 1 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては1年目からの累計の職員増減数を示す。
2 参考の数値目標は、定員適正化計画の数値目標です。

2. 職員の人事評価の状況

平成28年度は、笠岡市職員の人事評価実施要綱に基づき、下記のとおり人事評価を実施した。

対象者	すべての常勤の職員
評価期間	当年の4月1日から翌年3月31日まで
評価項目	能力評価：標準職務遂行能力に照らし、職員が実際に職務上とった行動がこれに該当するかを評価 業績評価：組織目標と自分の職務役割等から個人の目標を設定し、その達成度を評価
評価方法	相対評価で評価を行い、評価基準に照らして個人の業績や能力を分析的かつ多面的に評価

3. 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳 出 額	実 質 取 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考) 27年度の人件費率
		A		B	B/A	
28年度	人	千円	千円	千円	%	%
	50,346	23,793,587	330,191	3,441,378	14.5	14.0

※人件費には、市長・議員などの給与、報酬を含んでいます。

②職員給与費の状況（平成28年度普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
28年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	366	1,377,130	206,538	519,333	2,103,001	5,745

※職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当などです。（退職手当を除く）

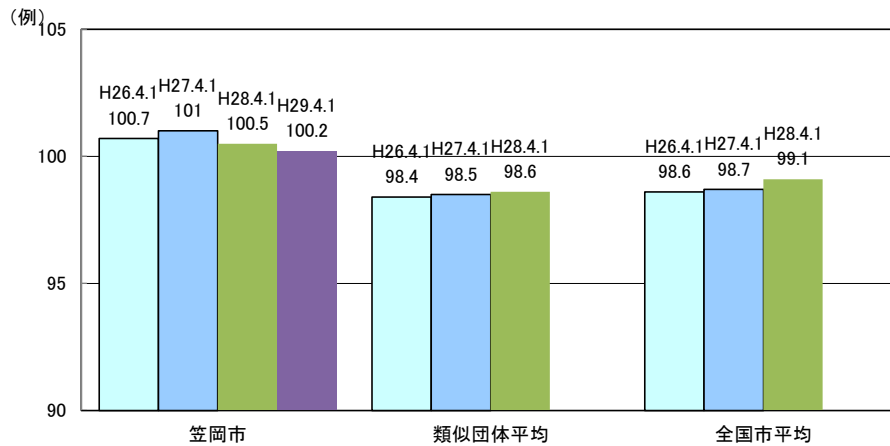
※職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

③特記事項

＜特別職＞

- 給料及び期末手当の減額 市長10%、副市長7%、教育長5%
- 退職手当の減額 市長・副市長・教育長各10%

④ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
- ③ 経験年数階層の階層の変動によるもの。

⑤給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）東京・大阪・岡山市について国準拠。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
笠岡市の支給割合	0%	0%	0%

3 その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

⑥特記事項

特になし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

a. 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠岡市	40.8 歳	320,660 円	389,223 円	351,396 円

b. 技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
笠岡市	50.2 歳	42 人	337,298 円	370,650 円 351,286 円
うち清掃職員	48.1 歳	17 人	329,500 円	387,896 円 354,059 円
うち調理員	51.4 歳	21 人	338,776 円	349,819 円 342,990 円

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (A)	民間 (B)	A/B
笠岡市	—	—	—
うち清掃職員	6,066 千円	千円	
うち調理員	5,652 千円	千円	

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(A)」及び「民間(B)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

c. 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠岡市	42.0 歳	343,879 円	373,287 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	笠岡市
一般行政職	大学卒 183,300 円
	高校卒 154,300 円
技能労務職	高校卒 154,300 円
	中学卒 140,100 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 270,700 円	305,700 円	345,500 円
	高校卒 237,900 円	278,000 円	314,600 円
技能労務職	高校卒 237,900 円	278,000 円	314,600 円
	中学卒 219,200 円	256,100 円	292,300 円

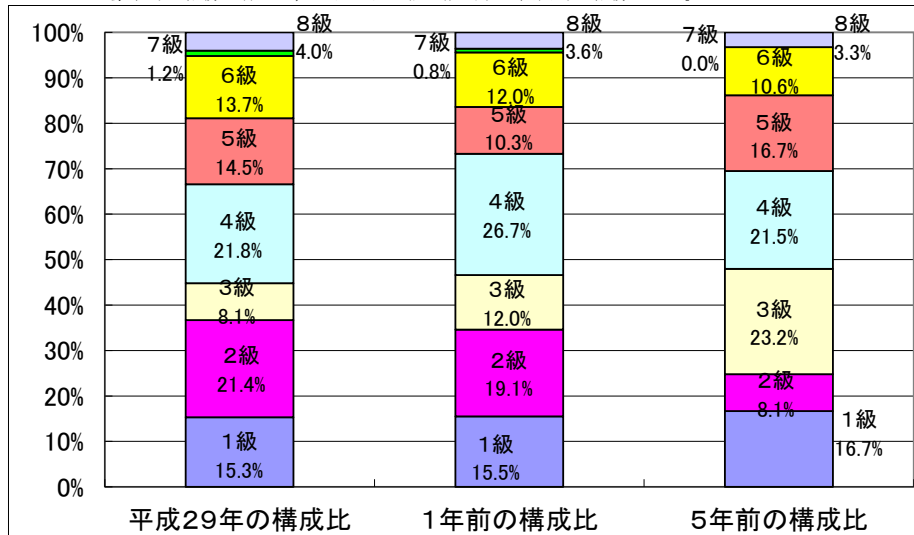
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補	38人	15.3%	140,100円	248,800円
2級	主事・技師	53人	21.4%	193,000円	292,200円
3級	主任主事・主任技師	20人	8.1%	238,900円	397,300円
4級	係長・主査	54人	21.8%	259,900円	402,900円
5級	課長補佐・主幹	36人	14.5%	286,200円	411,300円
6級	課長・参事	34人	13.7%	317,000円	439,900円
7級	次長	3人	1.2%	361,300円	465,100円
8級	部長	10人	4.0%	406,900円	504,000円

(注) 1 笠岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に給料構造を変更するとともに、一職一級制としている。

② 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度の評価結果は、昇任・昇格、人事異動等の資料として活用しています。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

笠岡市	岡山県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,457千円		—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度の評価結果は、昇任・昇格、人事異動等の資料として活用しています。

② 退職手当(平成29年4月1日現在)

笠岡市	岡山県	国
(支給率) 自己都合 20.45月分 応募認定・定年 25.56月分 勤続20年 29.15月分 勤続25年 41.33月分 勤続35年 49.59月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2~20%加算) (退職時特別昇給 制度なし)	(支給率) 自己都合 20.45月分 応募認定・定年 25.56月分 勤続20年 29.15月分 勤続25年 41.33月分 勤続35年 49.59月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2~20%加算)	(支給率) 自己都合 20.45月分 応募認定・定年 25.56月分 勤続20年 29.15月分 勤続25年 41.33月分 勤続35年 49.59月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2~20%加算)
1人当たり平均支給額 5,012千円	24,048千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		186千円	
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		93千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
岡山市	3%	2人	3%
大阪市	15%	0人	15%
東京都のうち特別区	18%	0人	18%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		100.2 (100.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

④ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		5,424千円	
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		42,705円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		34.7%	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変死体処理手当	業務従事職員	変死者の死体処理に従事	1体6000円
		死体処理に直接従事 検視立会のみ	1回2000円
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防疫に従事	1回500円
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償、又は土地区画整理法に基づく換地計画の実施に関し、当該権利者と直接面談して折衝事務に従事	日額1000円
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間400円
庁外収納手当	業務従事職員	庁外において、市税その他徴収金の収納事務及びその他税務事務に従事した職員	日額200円
医療手当	医師	真鍋島診療所で医療に従事	月額 給料月額40%以内
生活保護業務手当	社会福祉事務所に勤務する職員 (ケースワーカー)	社会福祉事務所に勤務する職員で、生活保護法に定める現地事務に庁外で従事	日額200円
財産差押引揚手当	業務従事職員	市税その他徴収金の滞納による財産差押え又は財産差押え物件の引揚げに現地で直接従事	1世帯1000円
入所者死体処理手当	業務従事職員	恵風荘の入所者の死体処理に従事	1体2000円
清掃業務職員手当	業務従事職員	直接し尿又はごみの処理に従事	日額1250円
非常時配備手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1500円
現場作業手当	業務従事職員	交通遮断しない道路上、海上、山上において、工事の指導、監督、検査又は市有物件等の境界立会若しくは現場作業に従事	日額150円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	36,386 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	99 千円
支給実績（27年度決算）	28,925 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	79 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	扶養親族一人につき月額6,500円から13,000円	同じ	—	39,717 千円	225,667 円
住居手当	家賃区分により最高月額27,000円	異なる	支給額	17,259 千円	261,492 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,100円から28,000円	異なる	支給額	31,731 千円	94,720 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額の9%から12%	異なる	支給率	69,972 千円	402,135 円
休日勤務手当	休日勤務1時間につき、1時間当たり単価の135%	異なる	支給額の算出方法	5,182 千円	82,252 円
特勤勤務手当	条例に規定された勤務地で勤務した場合、1月当たり給料月額の8%から20%	異なる	支給率	1,451 千円	290,228 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	異なる	支給額	520 千円	86,700 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり6,000円等	異なる	支給額	4,112 千円	45,688 円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分	給料	月額	等
給料	市長	837,000 円	
	副市長	(930,000 円)	
	教育長	(702,150 円)	
		(755,000 円)	
報酬	議長	520,000 円	
	副議長	(520,000 円)	
	議員	460,000 円	
		(460,000 円)	
期末手当	市長	(3.42)	月分
	副市長	(3.534)	月分
	教育長	(3.61)	月分
		(3.8)	月分
退職手当	市長	(3.5)	月分
	副市長	(3.5)	月分
	教育長	(3.5)	月分
	備考	(3.5)	月分
	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
市長	930,000円 × 在職月数 × 45/100	20,088,000 円	任期毎
副市長	755,000円 × 在職月数 × 30/100	10,872,000 円	任期毎
教育長	675,000円 × 在職月数 × 25/100	6,075,000 円	任期毎
備考	市長・副市長・教育長各10%の減額措置を行っている。		

(注) 1 給料・報酬及び期末手当の()内は、減額措置を行う前のものである。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。(教育長は1期が3年)

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

a. 職員給与費の状況

A. 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	1,165,913	198,143	139,851	11.9	12.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	15人	65,338 千円	7,661 千円	25,089 千円	98,088 千円	6,539 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
※職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

b. 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	39.9 歳	325,808 円	473,064 円

(注) 基本給には、扶養手当を含む。

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 会 計	一 般 会 計
1人当たり平均支給額（28年度） 1,560 千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,457 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

水 道 会 計			一 般 会 計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.45 月分	25.560 月分	勤続20年	20.45 月分	25.560 月分
勤続25年	29.15 月分	34.580 月分	勤続25年	29.15 月分	34.580 月分
勤続35年	41.33 月分	49.59 月分	勤続35年	41.33 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし)		(退職時特別昇給	制度なし)	
1人当たり平均支給額	0 千円	25,598 千円	1人当たり平均支給額	5,012 千円	24,048 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績（28年度決算）			0 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岡山市	3 %	0 人	3 %
大阪市	15 %	0 人	15 %
東京都のうち特別区	18 %	0 人	18 %

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		122 千円	
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		15,250 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		53.3 %	
手当の種類（手当数）		6	
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	業務従事職員	交通遮断しない道路上、海上、山上において、工事の指導、監督、検査又は市有物件等の境界立会若しくは現場作業に従事	日額150円
呼出待機手当	業務従事職員	週休日又は休日に緊急呼出しに応じるため自宅待機	1回1,000円
庁外収納手当	業務従事職員	庁外において、水道料金その他徴収金の収納事務に従事した職員	日額200円
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間400円
非常時配備手当	業務従事職員	洪水又は災害等の非常時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1500円
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償のため、当該権利者と直接面接して折衝事務に従事	日額1000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	2,062 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	267 千円
支給実績（27年度決算）	1,044 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	153 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	扶養親族一人につき月額6,500円から13,000円	同じ	—	2,794 千円	232,865 円
住居手当	家賃区分により最高月額27,000円	同じ	—	1,326 千円	189,428 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,100円から28,000円	同じ	—	868 千円	66,731 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額の9%から12%	同じ	—	3,440 千円	382,274 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり6,000円等	同じ	—	19 千円	9,500 円

② 病院事業

a. 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	2,068,234	-338,035	1,177,928	56.9	57.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	122	488,525	109,697	121,146	719,368	5,896

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。
※職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

b. 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	53.5 歳	616,789 円	1,289,808 円

看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	45.5 歳	332,353 円	484,969 円

事務職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	47.6 歳	395,100 円	612,677 円

（注） 基本給には、扶養手当を含む。
平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 会 計		一 般 会 計	
1人当たり平均支給額（28年度）		1人当たり平均支給額（28年度）	
1,467 千円		1,457 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

病 院 会 計			一 般 会 計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.45 月分	25.560 月分	勤続20年	20.45 月分	25.560 月分
勤続25年	29.15 月分	34.58 月分	勤続25年	29.15 月分	34.58 月分
勤続35年	41.33 月分	49.59 月分	勤続35年	41.33 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例（2～20%加算）	
(退職時特別昇給	制度なし)	(退職時特別昇給	制度なし)
1人当たり平均支給額	2,639 千円	22,955 千円	1人当たり平均支給額	5,012 千円	24,048 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績（28年度決算）				0 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）				0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
岡山市	3 %	0 人	3 %	
大阪市	15 %	0 人	15 %	
東京都のうち特別区	18 %	0 人	18 %	

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		46,667 千円	
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		576,132 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		66.4 %	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療手当	医師	市民病院及び真鍋島診療所で医療に従事	月額 給料月額40%以内
病院職員手当	放射線技師、臨床検査技師及び衛生検査技師	市民病院で診療又は危険物の取扱いに従事	1日3000円
夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事	2時間以上 1回3,000円 2時間未満 1回2,000円
		救急のため勤務時間外に勤務	4時間超 1回20,000円 2時間超4時間以内 1回10,000円 2時間以内 1回5,000円
救急手当	医師	救急のため勤務時間外に勤務	1回1,000円
	その他職員	救急のため勤務時間外に勤務	1回1,000円
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防疫に従事	1回5000円
医師派遣手当	医師	派遣協定により他院で診療	—
手術手当	医師	手術室において行う手術に術者等として従事。ただし、1回当たりの手術点数が1,000点以上の手術に限る。	術者の場合 手術料の5% 助手の場合 手術料の2%
時間外入院手当	医師	正規の勤務時間外に、入院する患者のため医療に従事	1回3,000円
診断書作成手当	医師	1通あたり5,000円以上の診断書を作成	1回1,000円
診断書作成手当	医師	入院する患者を受け持った医師	患者1人1日 100円
診断書作成手当	薬剤師	市民病院で調剤・製剤・薬品管理・服薬指導等の業務に従事	1日2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	8,820 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	124 千円
支給実績（27年度決算）	9,668 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	135 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	扶養親族一人につき月額6,500円から13,000円	同じ	—	8,537 千円	213,412 円
住居手当	家賃区分により最高月額27,000円	同じ	—	5,910 千円	281,428 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,100円から28,000円	同じ	—	9,670 千円	89,534 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額9%から12%	同じ	—	16,286 千円	440,164 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	同じ	—	14,401 千円	389,210 円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり6,000円等	同じ	—	692 千円	86,500 円

4. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

※部署により異なります。

(2) 休暇の状況（平成29年4月1日現在）

年次休暇	年度で20日を付与
病欠休暇	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間
特別休暇	忌引休暇、結婚休暇、看護育成休暇、産前・産後休暇、子の出生休暇など
介護休暇（無給）	配偶者・父母・子等で負傷・疾病等により2週間以上の期間にわたり介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

5. 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限処分の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

(件)

事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	10	0	10
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
その他条例で定める場合	0	0	0	0	0
計	0	0	10	0	10

(2) 懲戒処分の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

(件)

事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令等違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反・怠慢	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	1	0	1	2
計	0	1	0	1	2

6. 職員のサービスの状況

職員の服務規律については、次のような根本基準及び義務が法律上規定されております。

根本基準	すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
------	--

職員の義務	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
	信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	職務上知り得た秘密をもらしてはならない。退職後も同様である。
	職務に専念する義務	勤務時間及び職務遂行上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。
	政治的行為の制限	政党その他政治的団体の結成に関与したりこれらの団体の役員になったりするなどの政治的行為をしてはならない。
	争議行為等の禁止	争議行為をしたり、企てたり、そのおかしらしてはならない。
	営利企業等の従事制限	営利企業等への従事は制限されており、許可を受けなければ従事することはできない。

7. 職員の退職管理の状況

特記事項なし

8. 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の体系

自己啓発研修	職員の自己啓発に対し、必要な支援を行うもの	資格取得助成・通信教育助成	
職場研修	管理監督者が職場で仕事を通じ部下職員を指導・育成するもの	個別指導・集団指導	
職場外研修	階層別、専門実務知識、能力別に行う研修	一般研修	新規採用職員研修、初級・上級職員研修など
		専門研修	人権研修、実務研修、体験研修など
		派遣研修	自治大学校、全国市町村国際文化研修所など

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に健康診断・短期人間ドック・生活習慣病検診を実施しています。

また、職員のメンタルヘルス対策として、専門医によるストレス相談を実施しています。

区 分	受診件数(平成28年度)
定期健康診断	134 件
新規採用時健康診断	26 件
VDT作業健康診断	39 件
短期人間ドック	340 件

(2) 公務災害の発生状況

区 分	発件数(平成28年度)
公務災害	1 件
通勤災害	1 件

(3) 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、任命権者から独立した地位を有する機関であり、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとったり、職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をするなどしています。

平成28年度は、公平委員会への不服申立ての事案はありませんでした。

問い合わせ・・・人事課 ☎69-2124